

大津市立青山中学校PTA会則

第一章 名称

(名称)

第1条 本会は大津市立青山中学校PTAと称し、事務局を青山中学校内に置く。

第二章 目的および活動

(目的)

第2条 本会は教育を本旨とする任意団体として、生徒の自主性、人格を尊重し、保護者と教職員が話し合い協力して、よりよい教育を実現することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 学校、家庭、地域における生徒の成長を助ける活動
- (2) 学校、地域における教育環境の充実を図るための活動
- (3) 会員の学習のための活動
- (4) 会員相互の交流と親睦を深める活動

第三章 会員

(会員)

第4条の1

1. 本会の会員は次の通りである。
 - (1) 青山中学校に在籍する生徒の保護者で、PTA活動に賛同する者
 - (2) 青山中学校に在勤する教職員
2. 会員はすべて平等の権利と義務を有する。
3. 会員は別途定める会費を納めるものとする。

(非加入届および退会届)

第4条の2

1. 本会への入会を希望しない場合、入学時に別紙に定める非加入届を会長に提出する。
2. 本会の退会希望者は、別紙に定める退会届を会長に提出する。
3. 非会員は、PTAに協力金を納付することができる。

第四章 会計

(経費)

第5条 本会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入をもって充当する。

(会計年度)

第6条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第五章 役員

(役員)

第7条 1. 本会には会長・副会長・庶務・会計・特別役員を置く。
特別役員には校長があたる。

2. 役職人数、選出手続きについては別に定める。

(任期)

第8条 1. 役員の任期は4月1日より翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

(欠員の補充)

第9条 役員に欠員を生じた場合の補充については、役員会の議を経て決定する。この場合の任期は、前任者の残留期間とする。

(任務)

第10条 役員の任務は次の通りである。

- (1) 会長は本会を代表し、一切の会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が任務を果たせないときはその職務を代行する。
- (3) 庶務は、総会、運営委員会、役員会の議事並びに本会の活動に関する事項を記録・保管し、会員に知らせる。
- (4) 会計は一切の会計事務を処理し、本会の財産を管理する。
- (5) 特別会員は会長の諮問に応ずる。

(謝礼)

第10条の2

1. 役員の謝礼は3万円分の商品券とする。

第六章 会計監査

(会計監査)

第11条 会計監査は次のとおりとする。

1. 本会には会計監査委員(2名・保護者)を置く。
2. 会計監査委員の選出手続きについては別に定める。

(任期)

第12条 会計監査委員の任期は4月1日より翌年の会計監査終了時期までとする。

(欠員の補充)

第13条 会計監査委員に欠員を生じた場合の補充については、役員会の議を経て決定する。この場合の任期は、前任者の残留期間とする。

(任務)

第14条 会計監査委員は本会の会計を監査し、その結果を会員に報告する。

第七章 学年委員

(学級PTA)

第15条 (削除)

(学年委員)

- 第16条 1. PTA運営のために、学年委員を互選により選出する。
選出人数については別に定める。
2. 本会の役員・学年委員は、青山小学校PTAの役員・会計監査・学年委員・地域委員を兼務することができない。

(任務)

第17条 学年委員の任務は次の通りである。

- (1) 学年委員は、いくつかの分科会に所属され、会員相互の連携を図り本会の円滑な運営に協力する。
- (2) (削除)

第 八 章 協 力 員

(協力員)

- 第18条
1. 会長は、活動方針案に基づき、協力員を公募することができる。
 2. 会長は、応募のあった協力員に各事業運営を依頼することができる。
 3. 協力員は、青山中学校に在籍する生徒の保護者とする。

(謝礼)

- 第19条
1. 協力員に謝礼を渡すことができる。
 2. 謝礼内容については役員会にて協議する。

(任務)

第20条 (削除)

第 九 章 総 会、運 営 委 員 会、役 員 会

(総会)

- 第21条
1. 総会は全会員をもって構成される本会の最高議決機関である。
 2. 総会は会長が召集し、毎年学年始めに行う定例総会と、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の4分の1以上の請求があったときに開催する臨時総会とする。定例総会の運営については別に定める。
 3. 総会の定足数は全員の過半数（委任状を含む）とする。

- 第22条
1. 総会の議事は実出席数の過半数をもって決する。
 2. 総会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 役員および会計監査委員の選出に関する事項
 - (2) 予算の議決、決算の承認に関する事項
 - (3) 会則の改正に関する事項
 - (4) 会費に関する事項
 - (5) その他、運営委員会で総会において審議することを適当と認めた事項

(運営委員会)

- 第23条
1. 運営委員会は、役員、学年委員をもって構成される。本会の運営と活動に責任を持つ執行機関である。
 2. 運営委員会は会長が必要と認めたとき、または構成員の4分の1以上の請求があったときに開催する。
 3. 運営委員会の定足数は構成員の過半数とする。

- 第24条
1. 運営委員会の議事は実出席数の過半数をもって決する。
 2. 運営委員会の任務は次の通りとする。
 - (1) 第3条に規定する活動計画の策定と予算の編成及び総会の実施準備
 - (2) 総会において決定された事項の実施
 - (3) (削除)

- (4) 緊急を要することについての総会に代わる決定
- (5) その他、本会の運営に必要な事項の審議

(役員会)

第25条 役員会は、会長、副会長、庶務、会計、特別役員で構成され、本会の活動の企画、運営、総括等を行う。

第 十 章 委員及びサークル

(特別委員会)

第26条 1. 本会の運営の円滑化を図るため、運営委員会が必要と認めたときは特別委員会を設置することができる。
2. 特別委員会の組織運営については別に定める。

(サークル)

第27条 1. 会員有志は会員相互の研鑽と交流を深めるための体育、文化、学習サークルの設置を運営委員会に申請することができる。
2. サークル活動の援助等については別に定める。

第 十 一 章 会則の運用、更改

(会則の運用)

第28条 本会則に定めない事項は、その都度運営委員会にはかり決定する。

(会則の更改)

第29条 本会則の更改は、総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第 十 二 章 補則

(会員の個人情報の取扱いについて)

第30条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

付 則

本会則は平成10年4月1日から施行する。

本会則は平成17年5月21日から更改し、実施する。

本会則は平成20年5月16日から更改し、実施する。

本会則は平成22年5月14日から更改し、実施する。

本会則は平成24年5月17日から更改し、実施する。

本会則は平成25年5月17日から更改し、実施する。

本会則は平成26年5月16日から更改し、実施する。

本会則は平成27年5月20日から更改し、実施する。

本会則は平成28年5月17日から更改し、実施する。
 本会則は平成30年5月10日から更改し、実施する。
 本会則は令和3年5月14日から更改し、実施する。
 本会則は令和4年5月20日から更改し、実施する。
 本会則は令和5年5月19日から更改し、実施する。
 本会則は令和5年10月27日から更改し、実施する。

P T A 組織図

